

令和4年度農業政策・予算に関する
要 望 書
(原案)

令和3年3月時点

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多 田 正 光

令和4年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模で専門的な経営が主体となって、生産性が高い農業生産を実現することにより、安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上や本道の経済・社会を支える基幹産業として貢献してきた。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の減退など、難しい課題に直面している。

我が国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な力強い農業経営を実現するためには、地域の実態に即した担い手の育成、農地の確保と有効利用、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の展開が必要である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業による農地の担い手への集積・集約化の促進や、農業者の所得向上を図るために、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策を展開しているが、必ずしも本道農業にあった施策とはいいがたい面がある。

そのため、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地・担い手に係る対策を中心とした政策提案を取りまとめたところである。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持ち潜在力を最大限に発揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について、強く要望する。

令和 3年 5月26日

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

記

【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】

1. 食料の安定供給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食料の安定供給への関心が高まり、国産農産物の重要性が高まっている一方で、我が国の食料自給率の食料自給率は低迷している状況にある。

そのため、「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、「食と農に対する理解の醸成のための国民運動の推進」や「コロナ渦でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築」を更に強化することにより、持続可能な農業経営の構築を図ること。

また、国内外の観光客の減少や休業等による外食需要の大幅な減少・消費構造の変化に伴い、牛肉をはじめ、乳製品、コメに加え、高付加価値農産物等の嗜好品などの在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されることから、農畜産物の消費回復・喚起やブランド力の維持・向上、経営の維持・発展等に向けた支援施策の充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

2. 農業分野における労働力確保について

① 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、農業の生産現場では、労働力の不足が深刻になっている状況を踏まえ、地域が取り組む援農の枠組みづくりや人材のマッチング等への支援を充実・強化するとともに、本道の農業生産に大きな役割を果たしている外国人材の早期入国に配慮するとともに、必要な感染防止対策の実施等について支援を強化すること。

また、労働力の確保に苦しむ生産者が農業のスマート化により対応する場合における支援策を強化すること。

② 現在実施されている「農業労働力確保緊急支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により人材の切り替えを余儀なくされた農業経営体を支援する仕組みであり、本道における農業経営においては重要な施策の一つと考えられる。

その一方で新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、ワクチンの接種が開始されているが、当面の間は、不足する農業労働力を外国人材で賄うことが困難な状況が続くと思われる。

そのため、引き続き、本事業を継続するよう必要な予算の確保を行うこと。

3. 経営継続支援と生産資材等の安定確保について

農場や、農産物の集出荷施設等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合、継続して農産物を生産・供給できるよう緊急的な資材の購入や作業の委託、他の集出荷施設への輸送などの掛かり増し経費への支援を国において講じること。

また、農産物を安定的に生産・供給できるよう、その基礎となる種苗について、海外からの安定供給や国内の生産体制を維持するとともに、生産に必要な資材や機械について、国内外から十分に確保できるよう、万全な対策を講じること。

【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】

T P P 1 1 協定や日 E U ・ E P A、日米貿易協定の発効による農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な対策を講じること。

また、今後の国際貿易交渉において、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者のみならず、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。必要があることから、国会で審議する際には、その審議過程の透明性の確保を行うこと。

【基本農政の確立】

新型コロナウイルス感染症により、国産農産物の重要性が高まっている状況にあることを踏まえ、この機会を捉え、国産農産物の重要性に関する食育の促進を図ると共に、国産農産物の増産に関する支援・消費喚起を強化することにより食料自給率の向上を図ること。

また、持続可能な農業経営を構築するため、中長期を見通した農業政策の基本を確立すること。

【人と農地に関する課題の解消】

1. 優良農地の確保

(1) 農地の所有権移転の促進

貸借を中心とした現行の農地集積・集約化対策では、不在村地主・所有者不明農地等における耕作放棄の未然防止を図ることは可能であるが、基盤整備等の農地に資本を投下するような農地改良については、所有権を有していないことから利用者が躊躇するケースも見受けられる。

そのため、貸借により利用されている農地については、将来的に生産力の低下を招くことが危惧される。

農地利用の最適化と優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進についても、政策として明確に位置付けること。

(2) 農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、特例事業については、本道における担い手への農地の集積・集約化において重要な位置を占めると共に、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、必要な予算を確保すること。

また、担い手が安定して優良農地を活用するためには、所有権移転を促進することが必要であるため、農地中間管理事業により担い手へ集約化された農地については、将来的に当該担い手が当該農地の所有権を取得することが望ましいことから、所有者が当該担い手への農地の所有権移転を望む場合において、農地中間管理事業から特例事業へ移行する仕組みを構築すること。

さらに、農地中間管理事業から農地中間管理事業の特例事業へ切り替えた場合であって、農地中間管理事業における残期間において、農地中間管理事業の特例事業の一時貸付けが継続される場合には、農地集積協力金の返還措置を免除すること。

(3) 相続未登記・所有者不明等の解消

所有者が不明な農地等の利用については、農地中間管理事業を活用することにより賃貸借は可能となっている状況にあるが、こうした農地については、所有権の移転等を行わない限り所有者不明等の解消にはならない。

そのため、相続未登記・所有者不明・相続放棄などの農地を解消するための制度を創設すること。

(4) 概算取得費

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第31条の4の規定により、5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し、生産力の向上のため基盤整備等により、概算取得費以上の費用を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより概算取得費を用いた農地売買を行うこととなることから、所有権移転について躊躇するケースも見受けられる。

限られた資源である優良農地を次世代の担い手に適切に所有権移転を行うことは、次世代の担い手の経営の安定につながることから、所有権移転を促進するため、農地の売買について、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費の対象とすること。

(5) 担い手への農地の集約化の促進について

担い手へ農地を集約化させることは、農地の利用の最適化、担い手の育成において効果的な手段である。

交換分合事業は、所有権に基づく担い手への農地集約化に最も有効な制度である。

交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等により実施することが可能であるが、現行制度では、市町村農業委員会単独での活用が困難となっている。

担い手への農地の集約化を加速させるため、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

2. 農業生産基盤の強化

(1) 農業農村整備事業等の拡充と予算の確保

「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

(2) 担い手への農地の集約化の促進のための措置

~~担い手への農地の集約化を促進するためには、離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。~~

効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけでなく、農地を集約することが必要である。

また、集約することにより、スマート農業の導入が可能になると考えられる。

担い手への農地の集約とスマート農業の推進のため、効率的なほ場の大区画化等を行う場合に、使われなくなった農業用施設等の撤去、農地への復元も含めた基盤整備事業を創設すること。

(3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

3. 担い手の育成対策の強化

(1) 農業者の世代交代に関する支援の充実

本道には、3,700を超える農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度活用できる社は、筆頭株主に限定されており、本道における複数戸法人では筆頭株主が存在しないケースが多いことから、本制度を活用した法人の事業承継は困難であると考えられる。

そのため、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

また、個人経営の第三者継承が円滑に行える支援施策の創設を検討すること。

~~-(2) 新規就農対策について~~

~~—土地利用型農業を目指す新規就農では、就農時に係る初期投資が多額に上ることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。~~

~~—そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。~~

~~—また、過疎地域における新規就農の促進は特に重要であることから、過疎地域へ新規就農する者に対する助成金等の加算措置を設けること。~~

(2) 農地所有適格法人の設立に関する支援

農地所有適格法人を設立した場合、法人化を期に効率的な農業経営の構築のため投資を行うケースが多く見受けられる。また、法人化後において経営が安定するまでに時間を要することが多いことから、多額の運転資金が必要となるケースも多い。

そのため、農業経営改善計画に基づき法人化した場合において、農業経営基盤強化準備金の使途を法人設立に伴う出資金の払い込みも可能となるよう拡充すること。

(3) 農作業受託組織等への支援

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展する中において、農作業受託組織等においても人材確保を行うことは喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワーク等により地域へ移住する者も存在していることから、こうした人材を確保することも必要となると考えられる。

そのため、リモートワークにより地域へ移住した者等の副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等が短期雇用など柔軟な雇用体制を整備し雇用した場合において、農作業受託組織等への運営を支援する仕組みを構築すること。

(4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる仕組みを構築することが必要である。

また、新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも想定される。

そのため、新規就農者が貸借による安定的な農業経営を構築するため、また、多様な人材を確保する観点から、リモートワーク等により地域へ移住した者の副業の推進するために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

また、新規就農時点において、農地の取得の意向が確定していない場合は、農地中間管理事業の特例事業を活用し、当該農地の売渡時点において、レンタル農場として市町村等が取得する、又は新規就農者が取得することを選択できるようにすること。

【農業経営に関する支援】

1. 経営安定対策

(1) 経営所得安定対策

「総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、TPP11、日 EU・EPA 等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営所得安定対策の拡充や、収入保険制度の浸透、6次産業化の取り組みに対する支援などの関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

~~—(2) 農業経営基盤強化準備金制度の継続（2年延長なら入れない）—~~

~~—農業経営基盤強化準備金制度は、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするために効果的な制度であることから、本準備金制度を恒久的な制度とすること。—~~

~~—また、経営改善計画に基づかない農業用機械等の導入における準備金の取り崩し要件を撤廃すること。~~

~~(3)~~ (2) 農業経営基盤強化資金について

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算十分な融資枠を確保すること。

また、農業近代化資金においては、都道府県の利子補給の状況によっては、スーパーL資金と同等の金利水準とならないことも想定されることから、国費による利子補給対応も検討すること。

2. 農業者年金

(1) 農業後継者に対する政策支援加入の拡充について

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

農業経営においては、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に加え、経営主の直系卑属の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の配偶者も政策支援の対象とすること。

(2) 農業者年金業務のデジタル化の推進について

農林水産省が所管する全ての行政手続きの申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、スマートフォン、タブレット、パソコンからの補助金等の申請が行えるよう「農林水産省共通申請サービス」（通称：eMAFF）の構築を行うこととしていることを踏まえ、農業者年金業務においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を行うとともに、手続きのオンライン化を構築すること。

~~—【農産物の首都圏への鉄道輸送力の確保】—~~

~~【農産物の首都圏への輸送力の確保】~~

1. 鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量面から見て、最適な手段である。

しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増しているJR北海道は、同社が単独では維持困難とする13区間のうち5区間を廃止する意向を示していることに加え、残る8区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため

め、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

2. 農産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

【農業委員会関係予算の確保】

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するため必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

【その他】

1. 鳥獣被害対策の拡充・強化

深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。

本道においては、令和元年度において47億円の被害が生じており、特にエゾシカによる被害が大きく、次いでヒグマ、キタキツネなど外来種による被害が大きい状況にあるが、外来種であるアライグマによる被害も増加傾向にある。

そのため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

こうした状況を改善するためには、侵入防止柵の設置や固定駆除を行うための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。

また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

さらに、ヒグマによる人的被害があった場合などにおける自衛隊への災害派遣要

請が管理に行えるような支援施策の構築を検討すること。

2. 産業動物に従事する獣医師の確保対策

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している状況にあることから、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

3. スマート農業のための環境整備

スマート農業を推進するためには、農地への通信環境の整備を行うことが必要である。

しかしながら、人が居住しない農地においては、民間による通信環境の整備は、事業収益上、困難な状況にあると思われる。

そのため、農地における通信環境の整備に向けた支援をすすめること。

併せて、災害等に強い強靱なスマート農業の環境整備や、スマート農業のための栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

4. 電源の確保—自然災害等による農業被害への支援対策について

~~—(1)—ブラックアウトの防止対策~~

~~—災害等による電力の喪失は、農業経営において甚大な被害をもたらすことから、農業経営と国民の生活を守る観点から、電源の再配置や多様化によりリスクマネジメントを図ること。~~

~~—また、自然災害の被害は、今後一層拡大すると予想されることから、被災の未然防止と被災後の復興対策を強化すること。~~

大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を図ること。

あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給源となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和をすすめる。

5. その他

~~—(2)—(1) 原子力発電と核廃棄物について~~

本道は、一次産業を基幹産業として観光業や食品加工業など幅広い関連産業と深く結びついて発展してきた。

原子力発電や核廃棄物等において、事故・災害が発生した場合、基幹産業である一

次産業をはじめ、観光業等においても甚大な被害をもたらすことから、原子力発電の稼働・建設、核廃棄物の処理等の判断については、慎重に行うこと。

5. (2) 被災地の復興対策について

平成28年の台風被害、平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。